

## 『大阪市地下空間浸水対策協議会』 会則

### (目的)

第1条 南海トラフ巨大地震に伴う津波や河川氾濫、高潮、内水氾濫などの水害に対し、大阪市内の大規模な地下街・地下駅等の地下空間において、連携した取り組みを進めることを目的として、『大阪市地下空間浸水対策協議会』（以下『協議会』という。）を設置する。

### (構成)

第2条 「協議会」は、大阪市、関係行政機関、市内の大規模な地下街・地下駅管理者および接続する施設管理者をメンバーとして構成する。

- 2 『協議会』に会長1名、副会長1名以上を置く。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がこの任にあたる。
- 4 会長、副会長は、『協議会』で選任する。なお、副会長は、地区部会の部会長からの選任を基本とする。
- 5 会長及び副会長の任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

### (主な取り組み)

第3条 『協議会』は、次の取り組みを行う。

- ① 地下施設管理者が連携する浸水対策(避難対策及び止水対策)のガイドラインの作成
- ② 相互連携訓練の実施
- ③ 情報共有のためのネットワークづくりなど

### (組織)

第4条 『協議会』の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営は、大阪市危機管理室において行う。
- 3 『協議会』に部会を置くことができる。

### (『協議会』)

第5条 『協議会』は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

- 2 『協議会』は、会員の半数以上が出席しなければ、『協議会』を開き議決することができない。
- 3 『協議会』の議事は、出席者の過半数の同意をもって議決する。
- 4 会長が認めるときは、『協議会』を書面により開催することができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、『協議会』をウェブ会議（インターネットを通じて、メンバー間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。）により開催する。
- 6 前項に定めるもののほか、『協議会』のメンバーは、ウェブ会議の方法で『協議会』に参加することができる。この場合において、当該メンバーは、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって『協議会』に出席したものとみなす。

(入退会)

第6条 入退会は、事務局へ申し出た上、随時行うことができる。

(その他の事項)

第7条 本会則に定めのない事項は、『協議会』で協議する。

附 則

本会則は、平成26年3月18日から施行する。

本会則は、令和4年3月16日から施行する。

本会則は、令和6年3月15日から施行する。